

道路区域明示・土地境界確定協議の流れ

本市が管理する道路のうち都市整備局が管理する道路について、隣接する土地の所有者が道路の区域明示を必要とするときは「道路区域明示」の申請をしてください。また、道路用地との境界確定を必要とするときは「土地境界確定協議」の申出をしてください。

■申請

所定の「道路区域明示申請書・土地境界確定申出書」（様式1）に必要事項を記入し、添付書類を添えて受付窓口へ提出してください。（※添付書類不足の場合は受付できませんのでご注意ください。）

●道路区域明示

- ・1筆につき手数料1,800円を徴収します。

●土地境界確定協議

- ・手数料は無料です。
- ・申請の添付書類に「現況実測平面図」（1年以内実測したもの）が必要です。

※「印鑑（登録）証明書」は受付時には不要となりましたが、土地境界確定協議が伴う申請については、協議書お渡しまでに提出が必要です。

※道路区域明示のみの場合は「現況実測平面図」「印鑑（登録）証明書」の提出は不要です。

■受付窓口

大阪市都市整備局市街地整備部区画整理課（測量グループ）

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

TEL：06（6208）9219

■測量及び協議

●道路区域明示

- ・道路区域明示図（参考図等）の提供、もしくは現地立会を行いますので確認をお願いします。

●土地境界確定協議

- ・土地境界確定協議線に関する参考図や境界査定資料等、もしくは現地立会にて協議線を示しますので、境界調査、追加測量等を実施し確認してください。
- ・提供資料について基準点等に異常が見受けられた場合は担当者に報告してください。
- ・協議の合意が得られれば「土地境界確定協議図（案）」を作成し、表示内容を担当者と調整してください（調整及び表示内容の確認が済みますと「土地境界確定協議図」となります）。
- ・ただし、道路区域明示と土地境界確定協議を両方申請した場合、各境界が同一線で確定する時は、協議により本市が作成する道路区域明示図に土地境界確定協議線を載せて表示することができるため、土地境界確定協議図（案）及び土地境界確定協議図の提出は不要となる場合があります。

■境界確定

合意が得られた後、次の書類が確認できれば境界確定の手続きを進めていきます。

●道路区域明示

●土地境界確定協議

- ・道路区域承諾書・土地境界確認書〔申請地用〕（様式4）
- ・道路区域承諾書・土地境界確認書〔関係地用〕（様式5）※本市が必要と求めた場合

●土地境界確定協議

- ・印鑑（登録）証明書（土地境界確認書の押印日から3か月前以内に発行されたもの）

※印鑑（登録）証明書は、土地境界確認書の提出時に併せて必要です（窓口、又は郵送等）

※上記の書類を原本以外で確認を受けた場合、明示書、又は協議書の受取り時に原本を提出してください

■図面の作成

●道路区域明示

- ・「道路境界明示図」を本市にて作成します。

●土地境界確定協議

- ・申出人に作成して頂いた「土地境界確定協議図」を2部提出して頂きます。

※提出については窓口、又は郵送等でも可能です。

■明示書の交付・協議書の締結

●道路区域明示

- ・全ての提出書類が揃ったうえで、「道路区域明示図」を1部交付します。

●土地境界確定協議

- ・全ての提出書類が揃ったうえで、「土地境界確定協議書」を1部お渡しします。

※道路区域明示と合わせて申請した場合は「道路区域明示図・土地境界確定協議図」1部の交付となります。